【 省力樹形のうち根域制限栽培に係るＱ＆Ａ 】

|  |
| --- |
| 問１　令和２年度から面積当たり定額支援単価が新設された根域制限栽培の特  　　徴と、その導入に当たって、補助対象として想定される経費を教えてくださ  い。 |

（答）

　令和２年度からかんきつやなし、ぶどう等を対象として面積当たり定額支援

単価が新設された根域制限栽培は、防根シート等で形成した枠の中に盛土をし

て樹を植え付け、根の分布域を制限し、かん水装置による水管理を行う栽培方法

です。

その効果として、①樹勢の制御による各種管理作業の省力化、②水管理の精緻

化による高品質化、③密植による早期多収化等があります。

　根域制限栽培への改植・新植において、補助対象として想定される経費は、伐

採・抜根費（改植の場合のみ）、深耕・整地費、苗木代及び植栽費のほか、次の

各種資材費及び設置費となります。

　なお、根域制限栽培に用いるこれらの資材は、佐賀県（うんしゅうみかん）及

び栃木県（日本なし）における試験場の事例等を参考としています。

〇　定植用培土

〇　土壌改良資材

　　バーク堆肥、熔りん、石灰資材等

〇　根域制限用資材

　　防根シート、土止め用角ブロック、ビニール等

〇　骨格資材・枝吊り資材

〇　かん水資材

　　かん水装置、かん水量計測機、配管等関連資材等

〇　マルチ資材（主にかんきつ類の場合）

　　白黒ポリマルチ、マルチ巻き上げ機等

（参考）試験場の事例

　・　栃木県

<https://www.agrinet.pref.tochigi.lg.jp/nousi/singijutu/singi12.pdf>

　・　佐賀県

<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00323025/3_23025_173015_up_5cmragyk.pdf>

|  |
| --- |
| 問２　かんきつやなしの根域制限栽培の導入に係る面積当たり定額支援単価  は、佐賀県や栃木県の試験場の事例等を基に算出されているとのことです  が、根域制限栽培への改植・新植に申請する場合、資材の導入は、試験場の  事例とどの程度まで同一の仕様であることが求められますか。 |

（答）

　各種資材について、問１で示した資材は、いずれも根域制限栽培としての要件

や機能を満たすために導入が必須のものと考えています。

　別のマニュアル等による場合は、個別に審査させていただく必要があると考

えますので、根域制限栽培への改植・新植にご申請いただく際、当該マニュアル

等の根拠資料のご提出と併せて、ご相談ください。

|  |
| --- |
| 問３　根域制限栽培の導入に当たって、既に根域制限栽培に取り組んでいた園  地において改植する場合、改植前に使用していた資材を流用する（使い回す）  ことは可能でしょうか。  また、面積当たりの定額支援単価は、総事業費の1/2相当ですが、根域制  限栽培としての機能を果たす安価な資材の使用や、仮に改植・新植に要する  実際の総事業費が定額支援単価の２倍に達しない場合は、補助率1/2以内  の支援となるのでしょうか。 |

（答）

　産地に情報収集の上、今後整理